

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日からその効力を生ずる。)

鳥取県告示第六百八十号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第一十八工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の
名称

同上の区域（平成九年七月十五日現在の番地による。）

- ◇告 示 町の区域の新設等（市町村振興課）
- ◇告 示 町等の区域の変更（市町村振興課）
- ◇告 示 土地改良区の役員の就退任（四件）（農村整備課）
- ◇告 示 土地改良事業の認可（二件）（農村整備課）
- ◇告 示 一般国道の区域の変更（二件）（道路課）
- ◇告 示 一般国道の供用の開始（二件）（道路課）
- ◇教委告示 土地区画整理法による換地処分（二件）（都市計画課）
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課）
- ◇落札者決定 落札者の決定（二件）（総務課）
- ◇雑 報 隨意契約の相手方の決定（総務課）
- ◇雑 報 環境影響評価書の縦覧（二件）（道路課）

告 示

生山字奥山立口三一三の一部、三一四、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字私都谷三一五、三一五の一、三一六の一部、三一六の二の一部、三一六の二の二部、三一六の三、三一六の四、五一七の一の一部、五一七の二の一部、五一七の一〇の一部、五一七の二の一部、五一七の三の一部、五一七の四の一部、五一七の六の一部、五一七の一七の一部、五一七の二八から五一七の二四まで、五一七の二五の一部、五一七の二六の一部
生山字奥山立第一三二〇、三二一の一部、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地
生山字細谷三三三、三三四、三三五の一、三三五の二、三三六の一部、五三三の五の一部、五三三の二の一部、五三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字瓢箪谷五一五の一部
生山字奥山立平五三〇の二の一部、五三〇の三の一部
生山字芋谷五三五の一の一部、五三六の二の一部

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成九年七月十五日現在の地番による。）
生山字奥山立口	生山字奥山立口のうち三二三の一部、三一四、五一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字私都谷	生山字私都谷のうち三一五、三二五の一、三一六の一部、三一六の一の一部、三一六の二の一部、三一六の三、三一六の四、五一七の一の一部、五一七の二の一部、五一七の一〇の一部、五一七の一一の一部、五一七の二三の一部、五一七の一四の一部、五一七の二六の一部、五一七の二四まで、五一七の二五の一部、五一七の二八から五一七の二四まで、五一七の二五の一部、五一七の二六の一部以外の区域
生山字奥山立第一	生山字奥山立第一のうち三二〇、三二一の一の一部、三二一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字細谷	生山細谷のうち三三三、三三四、三三五の一、三三五の二、三三六の一部、五三三の五の一部、五三三の二の一部、五三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字瓢箪谷	生山字瓢箪谷のうち五一五の一の一部以外の区域
生山字奥山立平	生山字奥山立平のうち五三〇の二の一部、五三〇の三の一部以外の区域
生山字芋谷	生山字芋谷のうち五三五の一の一部、五三六の二の一部以外の区域

鳥取県告示第六百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおりの町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都土地市区画整理事業（第二十三工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成九年七月十五日現在の地番による。）
若葉台北三丁目	若葉台北三丁目の全域
生山字奥山立第一	生山字奥山立第一 三二二の一の一部、三二二から三二七まで、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字細谷三三六の一部	生山字細谷三三六の一部、五三三の五の一部、五三三の二の一部、五三三の四の一部、五三三の五の一部、五三四及びこれらと一体をなす国有地
生山字奥山立口五一二の一部	生山字奥山立口五一二の一部
生山字長畑五二二の二の一部	生山字長畑五二二の二の一部、五三一
生山字奥山立五四四、五三五の二部	生山字奥山立五四四、五三五の二部
生山字狸谷五二六の二の一部	生山字狸谷五二六の二の一部
生山字膳棚五二七の一部	生山字膳棚五二七の一部
生山字奥山立平五三〇の二の一部、五三〇の三の一部、五三一	生山字奥山立平五三〇の二の一部、五三〇の三の一部、五三一まで、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字芋谷五三五の一の一部	生山字芋谷五三五の一の一部
生山字蝦谷五五九の四、五五九の一	生山字蝦谷五五九の四、五五九の一
生山字奥山立第一	生山字奥山立第一のうち三二二の一の一部、三二二から三二七まで、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字細谷	生山字細谷のうち三三六の一部、五三二の五の一部、五三三の二の一部、五三三の四の一部、五三三の五の一部、五三三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字奥山立口	生山字奥山立口のうち五二の一部以外の区域
生山字長畑	生山字長畑のうち五二三の二の一部、五三三以外の区域
生山字奥山立	生山字奥山立のうち五一四、五一五の一部以外の区域
生山字狸谷	生山字狸谷のうち五二六の二の一部以外の区域
生山字膳棚	生山字膳棚のうち五二七の一部以外の区域
生山字奥山立平	生山字奥山立平のうち五三〇の二の一部、五三〇の三の一部、五三一以外の区域
生山字芋谷	生山字芋谷のうち五三五の一の一部以外の区域
生山字蝦谷	生山字蝦谷のうち五五九の四、五五九の一以外の区域

鳥取県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とのとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県告示第六百八十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 本 清 実	八頭郡船岡町大字船岡二九八一
田 中 清 文	八頭郡河原町大字徳吉二四二
沢 田 弘 見	八頭郡郡家町大字米岡一八九
中 川 竹 治	八頭郡船岡町大字郡家三〇四
下 田 弘 紀	八頭郡河原町大字殿五四二
安 藤 輝 美	八頭郡郡家町大字三谷三五二
尾 崎 伊 都 雄	八頭郡郡家町大字久能寺二八一
大 川 邦 義	八頭郡船岡町大字下濃一六一
梶 川 昭 基	八頭郡河原町大字高福二二五
平 木 行 温	八頭郡郡家町大字西御門一三一

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年十月二十一日

理事 中山 一俊

八頭郡郡家町大字門尾二九八

平成八年十一月十五日

就任した役員の氏名及び住所

理事 奥村 明 八頭郡郡家町大字門尾二六一

平成九年三月十七日就任 任期平成十一年四月二十七日まで

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 川 竹 治	八頭郡船岡町大字郡家三〇四
澤 田 弘 美	八頭郡郡家町大字米岡一八九
梶 川 昭 基	八頭郡河原町大字高福一一五
田 中 寿 信	八頭郡河原町大字三谷二三一
津 須 健 一	八頭郡船岡町大字船岡一一二八
山 根 清 市	八頭郡郡家町大字久能寺三一四
平 木 行 温	八頭郡郡家町大字西御門一三一
蓮 佛 寛 治	八頭郡河原町大字山手四三一
宮 田 範 明	八頭郡郡家町大字石田百井五五
岩 城 義 信	八頭郡船岡町大字船岡四五九
平成九年四月一日就任 任期四年	
谷 長 順 太 郎	
八頭郡河原町大字湯谷八九	

鳥取県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退職した役員の氏名及び住所

理 事 壱 岐 一 二	八頭郡河原町大字中井二三五
田 中 稔	八頭郡河原町大字小畠八五
坂 本 孝 行	八頭郡河原町大字牛戸八六
前 田 慎	八頭郡河原町大字牛戸二三八
田 別 愿	八頭郡河原町大字中井十五
谷 長 順 太 郎	八頭郡河原町大字本鹿十五
八頭郡河原町大字湯谷八九	

就任した役員の氏名および住所

理 事 壱 岐 一 二	八頭郡河原町大字中井二三五
田 中 稔	八頭郡河原町大字小畠八五
坂 本 孝 行	八頭郡河原町大字牛戸八六
谷 長 順 太 郎	八頭郡河原町大字牛戸二五〇一
田 淵 健 二	八頭郡河原町大字中井二五〇一
坂 本 稔	八頭郡河原町大字天神原五八〇
谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字牛戸一四四
坂 本 稔	八頭郡河原町大字小畠二五九
田 淵 健 二	八頭郡河原町大字本鹿一一七
谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字中井二九一
坂 本 稔	八頭郡河原町大字湯谷一五四
谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字牛戸一四四
坂 本 稔	八頭郡河原町大字小畠一五九
谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字中井二九一
坂 本 稔	八頭郡河原町大字本鹿一一七
谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字湯谷一五四
坂 本 稔	八頭郡河原町大字天神原五八〇

監事
倉信洋二
右近清美
八頭郡河原町大字天神原四一六
田淵照国
八頭郡河原町大字本鹿一八七
谷口孝男
八頭郡河原町大字小畠一六三
八頭郡河原町大字牛戸一五一
平成九年三月十八日就任 任期二年

奥田博美
西尾洋一郎
八頭郡佐治村大字津無六六
前田寛文
八頭郡佐治村大字津無一〇八
西尾明敏
八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇
山谷俊一郎
八頭郡佐治村大字津無二五三
下石隆之
八頭郡佐治村大字津無三九九
西尾隆之
八頭郡佐治村大字津無四七九
谷上正樹
八頭郡佐治村大字津無三三八
西尾洋一郎
八頭郡佐治村大字津無四五四
小谷俊一郎
八頭郡佐治村大字加瀬木三八九
八頭郡佐治村大字加瀬木三八九
八頭郡佐治村大字津無三六〇

退任した役員の氏名および住所

理事
西尾文雄
八頭郡佐治村大字津無六六
前田寛文
八頭郡佐治村大字津無一〇八
西尾明敏
八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇
山谷俊一郎
八頭郡佐治村大字津無二五三
下石隆之
八頭郡佐治村大字津無四七九
西尾隆之
八頭郡佐治村大字津無三三八
谷上正樹
八頭郡佐治村大字津無三九九
西尾洋一郎
八頭郡佐治村大字津無四五四
小谷俊一郎
八頭郡佐治村大字加瀬木三八九
八頭郡佐治村大字津無三六〇

鳥取県告示第六百八十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

田中 効
八頭郡河原町大字中井一〇三一四

倉信洋二
八頭郡河原町大字天神原四一六

右近清美
八頭郡河原町大字本鹿一八七

田淵照国
八頭郡河原町大字本鹿五八

谷口孝男
八頭郡河原町大字小畠一六三

八頭郡河原町大字牛戸一五一

平成九年三月十八日就任 任期二年

就任した役員の氏名及び住所
理事 西尾文雄
八頭郡佐治村大字津無六六
西尾明敏
八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇
西尾隆之
八頭郡佐治村大字津無四七九

下石讓
八頭郡佐治村大字津無三三八
前田寛文
八頭郡佐治村大字津無一〇八
西尾洋一郎
八頭郡佐治村大字津無二五三
奥田博美
八頭郡佐治村大字津無三六〇
山谷俊一郎
八頭郡佐治村大字加瀬木三八九
八頭郡佐治村大字余戸三九九

平成九年三月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 中谷俊義
八頭郡佐治村大字高山九八
平成九年八月三十一日退任

退任した役員の氏名及び住所
監事
倉信洋二
右近清美
八頭郡河原町大字天神原四一六
田淵照国
八頭郡河原町大字本鹿一八七
谷口孝男
八頭郡河原町大字小畠一六三
八頭郡河原町大字牛戸一五一
平成九年三月十八日就任 任期二年

鳥取県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（かんがい排水事業四ヶ村堰地区農業用用排水）を平成九年九月十日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業下前田地区区画整理）を平成九年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、建設大臣が改築工事を行う区間に係る一般国道の区域が次のように変更されたので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課並びに建設省中国地方建設局及び同局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前	変更後		
三一三号	東伯郡関金町大字関金宿字西中曾谷二六二八一〇地先から同大字字上天王九七三一一地先まで	一一・二一	一一・二一	一二四〇	二、四〇〇・〇
四八二号	八頭郡若桜町大字春米字ショムカ六三五一二三五地先から同字六三五一地先まで	二二七〇	二、四〇〇・〇	一七〇・〇	一〇八・〇
	変更後	四・八一	一七・八	八・四	一七〇・〇
	変更前	七・〇一	一七・八	一〇八・〇	

路線名	変更前	区間	敷地の幅員
			(メートル)
東伯郡関金町大字山口字本谷 一九四三一三地先から同町大字 関金宿字西中曾谷 二六二八一 一〇地先まで	一〇・二一	東伯郡関金町大字山口字浅井 奥一九四二地先から同町大字 関金宿字西中曾谷二六二八一 一〇地先まで	一四二一〇
東伯郡関金町大字山口字浅井 一〇・〇一 二二七・〇	二、八七〇・〇	三、六九一・〇	二、八七〇・〇
東伯郡関金町大字山口字浅井 一〇・〇一 二二七・〇	二、八七〇・〇	三、六九一・〇	二、八七〇・〇

鳥取県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十月二十一日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

一日時 平成九年十月二十四日（金）午前十一時十分

鳥取県告示第六百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十三工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十八工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

端

平成9年10月21日 火曜日

報 公 県 取 鳥

- 一 場所 鳥取市東町一丁目171 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 二 議題
 1 平成九年度教育表範について
 2 その他

開 達 公 告

鳥取県公安委員会告白

鳥取県公安委員会告示第六十六号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二〇一十一号)第三十条第三項の技術上の規格に適合しないと認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定によつて告示する。

平成九年十月二十日

鳥取県公安委員会告示第六十六号

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。
 平成9年10月21日
 烏取県知事 西 尾 巴 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 天神川流域下水道中江幹線管渠布設工事
- (2) 工事場所 東伯郡北条町江北
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、町道江北倉吉線に管渠(L=433.0m、Φ800mm)を布設する工事である。

イ 管渠布設は昼夜間工事とする計画であり、近隣に民家等があるため騒音に注意して施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	サミー株式会社
	住所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2
	法人にあってはその代表者	里見 治
	氏名	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名
遊技機	遊技機の区分	製造業者名
ぱちんこ遊技機	遊技機の区分	サミー株式会社
	型式名	CR黄龍の耳S
	製造業者名	700267
	造番号	平成9年10月21日から3年間
	検定番号	
	有効期間	
	期間	

- (5) 工期 平成9年12月から平成10年3月20日まで
- 2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる

る者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による

共同施工とする。

イ 共同企業体は、2名の構成員の自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ

場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること

ができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

イ 鳥取県内に本店たる営業所を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木

一式工事）の許可を受けていること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10

月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木

一式工事の総合評点が925点以上であること。

オ 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、土木一式工事に係るもの

有すること。

カ 平成9年10月21日（火）から同年12月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 昭和59年度以降に、管施工延長100m以上、φ700mm以上の推進工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業

体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）昭和59年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

（イ）主任技術者にあっては、建設業法第27条第5項の規定による一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

（ウ）監理技術者にあっては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（エ）共同企業体の代表者以外の者の資格

の交付を受けている者を本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成9年10月21日（火）から同年11月4日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

平成9年10月21日

鳥取県公印

- (3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札
参加者を指名するものとする。
- 4 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号
0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提
出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、本件入札参加者の指名通知の日以降に行う。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しな
い。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調
達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとお
り公告する。

平成9年10月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名 及び数量 境水産高等学校実習船若鳥丸中間検査及び一般修繕工事一式
(2) 調達方法 役務の提供
(3) 契約方式 隨意契約
(4) 契約日 平成9年8月19日
(5) 契約者の氏名及び住所 長栄造船株式会社
長崎市深堀町一丁目1-4
(6) 契約価格 34,125,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
(7) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令第10条第1項第2号に該当
(8) 契約担当部局の名称及び所在地 鳥取県立境水産高等学校
境港市中野町2000
- (1) 調達件名 一般国道179号道路改良工事（円谷トンネル）
(2) 調達方法 建設工事
(3) 契約方式 一般競争入札
(4) 落札決定日 平成9年8月25日
(5) 落札者の氏名及び住所 一般国道179号道路改良工事（円谷トンネル）飛島建設・
井木組・河金組共同企業体
広島市南区的場町一丁目7-10
(6) 落札価格 3,087,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- (7) 入札公告日 平成9年7月1日
(8) 落札方式 最低価格落札方式
(9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県土木部道路課路政係
鳥取市東町一丁目220
- 隨意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の
特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告す
る。
- 平成9年10月21日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

環境影響評価書について、次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成9年10月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 事業者の名称

鳥取県

2 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業

(1) 名称

「地域高規格道路 北条湯原道路」 一般国道313号 北条倉吉道路 道路改築

事業

(2) 種類及び規模

一般国道 道路改築事業

延長 約7キロメートル

(3) 実施しようとする区域

倉吉市和田及び寺谷並びに東伯郡北条町米里、島、北尾、曲、下神及び弓原

(4) 関係地域

倉吉市和田及び寺谷並びに東伯郡北条町米里、島、北尾、曲、下神及び弓原

3 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課

倉吉市東巣町2 鳥取県倉吉土木事務所工務第一課

倉吉市菱町722 倉吉市建設部都市計画課

東伯郡北条町土下112 北条町産業建設課

(2) 期間及び時間

平成9年10月22日（水）から同年11月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日並

びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の

午前8時30分から午後5時まで

4 問い合わせ先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部道路課

電話 0857-26-7360

環境影響評価書について、次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成9年10月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 事業者の名称

鳥取県

2 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業

(1) 名称

「地域高規格道路 江府三次道路」 一般国道183号 生山道路 道路改築事業

(2) 種類及び規模

一般国道 道路改築事業

(3) 延長 約4キロメートル

(4) 実施しようとする区域

日野郡日野町福長並びに日南町生山及び霞地内

(5) 関係地域

日野郡日野町福長並びに日南町生山、霞及び丸山

3 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所工務第二課

日野郡日野町根雨101 日野町建設課

日野郡日南町生山619 日南町建設課

平成9年10月21日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6921号 12

(2) 期間及び時間

平成9年10月22日（木）から同年11月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

4 問い合わせ先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220
鳥取県土木部道路課
電話 0857-26-7360

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月】十】百円（送料を含む。）】